

「職員の退職手当に関する条例」の一部改正（平成25年12月19日公布）

○主な改正概要

(1) 応募認定退職制度を導入

ア 早期退職募集制度

- ・ 定年から15年を減じた年齢以上の職員に対して
- ・ 応募認定退職者を募集し、
- ・ 募集の期間内に応募した職員について認定した場合には
- ・ 退職手当の算定について、その勤続年数に応じ、定年退職した場合と同一水準の支給率を適用する。

イ 定年前早期退職特例措置

- ・ アに認定された者のうち、
- ・ 勤続20年以上の場合には、
- ・ 定年前早期退職特例措置を適用する。

(2) 定年(60歳)に達した者の中途退職時における優遇措置の見直し

(改正前)

定年年齢の誕生日以後、3月31日までの年度途中で、「自己都合」で非違によることなく退職した者（勤続11年以上の場合）には、「定年退職」の支給割合を準用。

↓

(改正後)

定年年齢の誕生日に達していても、年度途中で「自己都合」で退職する者は、「自己都合」の支給割合を適用

○施行日

(1) 応募認定退職制度

平成25年12月19日

(2) 定年(60歳)に達した者の中途退職時における優遇措置の見直し

平成27年4月1日